

(照会先)
社会保険庁運営部医療保険課
適用・徴収対策室
室長 金沢 孝志 (内線 3602)
室長補佐 篠原 千代三 (内線 3602)
電話 (代表) 03-5253-1111

平成 20 年 4 月 30 日
社 会 保 険 庁

事業主の具体的な証言のある事案に係る調査結果について (中間報告)

1 趣旨

平成 20 年 3 月 16 日に、東京都千代田区所在の設計コンサルタント会社の事業主が、滞納した厚生年金保険料の額の圧縮を行うため、社会保険事務所の職員も関与し、遡及して標準報酬月額を訂正するとともに、当該事業所の被保険者全員の資格喪失手続きをとったと証言しているとの報道があった。この事案について、事実関係確認の調査を進めてきたところであるが、4 月 28 日時点で把握している事実を基にとりまとめを行った。

2 調査方法

(1) 職員に対する調査

平成 20 年 3 月 17 日から、当該処理がなされた平成 7 年 11 月当時の麹町社会保険事務所 (以下「麹町社保」という。) の所長、次長、適用業務担当課及び徴収担当課の職員計 19 名に対し事実関係を面談調査した。

(2) 事業主等に対する調査

事業主に対し面談調査を申し入れているところ、平成 20 年 4 月 16 日に、郵送にて資料の提供があった。

3 調査結果

(1) 職員に対する調査状況

- 平成 7 年 11 月当時に麹町社保に勤務していた所長、次長、適用業務担当課及び徴収業務担当課の職員計 19 名に対し、書面及び面談による調査を行った結果、当時の職員 1 名から、次のとおり本事案に関係すると考えられる申告があった。
- ・ 4 月 1 日の民主党厚生労働部門・総務部門合同会議 (以下「会議」という。) で提供された資料の筆跡は自分のものであるが、事業所名や当該事業所の事業主とのやり取りは記憶にない。

(2) 事業主への調査状況等

平成 20 年 3 月 17 日以降、再三、事業主に対し電話により面談を要請したが、3 月中は年度末のため多忙であることを理由に調査に応じてもらえなかった。

一方で、当該事業主は、会議において、標準報酬月額の訂正等が行われた経緯等について、詳細に説明を行った。

これを踏まえて、再度、事業主に対して面談を依頼していたところ、4月16日に郵送にて関係書類の提供があった。

4 今後の対応

本事案については、事業主から郵送により提供のあった関係資料の分析を行うとともに、事業主に対するヒアリングを行い、それらの結果と関係職員の申告内容との関係等を明らかにするなど、引き続き、職員及び事業主に対し更に追加的な調査を行う。

あわせて、当時の社会保険事務所における遡及訂正に係る事務処理プロセス、関係情報の有無についても更に精査を加えるなど、引き続き調査を鋭意進めることとする。